旧	新
第1~8条 変更なし	第1~8条 変更なし <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u>
別紙(第4条第2項関係)	別紙(第4条第2項関係)
1 変更なし	1 変更なし
2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分 価格点:施工能力評価点:地域貢献度評価点=価格点の上限:20点:8点 なお、価格点の上限は、豊島区低入札価格調査制度実施要綱(平成20年 2月1日 総務部長決定)第5条の規定に基づき失格となる低入札価格から 算定される価格点とする。	2 価格点、施工能力評価点及び地域貢献度評価点の配分 価格点:施工能力評価点:地域貢献度評価点=価格点の上限:20点:10点 なお、価格点の上限は、豊島区低入札価格調査制度実施要綱(平成20年 2月1日 総務部長決定)第5条の規定に基づき失格となる低入札価格から 算定される価格点とする。
3~5 変更なし	3~5 変更なし
6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動評価点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、雇用対策点、事業継続計画策定点、本店所在点の8項目による。各項目の配分は次の通りとするが、満点は8点までとする。	6 地域貢献度評価点の算定は、環境配慮点、防災活動評価点、ワーク・ライフ・バランス推進企業点、品質管理活動点、安全衛生活動点、雇用対策点、事業継続計画策定点、本店所在点の8項目による。各項目の配分は次の通りとし、満点は10点とする。
(1)~(8)変更無し	(1)~(8)変更無し
7 変更なし	7 変更なし